仕様書

１　業務名

「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援業務委託

２　業務の目的

　「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援業務は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第115条の４５第１項第２号の規定に基づき、地域住民が「くまもと元気くらぶ」を立ち上げるために必要な運営支援を行うことにより、地域主体による新たな通いの場を創出し、地域住民の運動機能の向上および自立した生活の維持を図り介護予防につなげることを目的とする。

３　履行場所

　熊本市内全域、「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援を希望する団体が用意した開催会場（集会所等）。

４　履行期間

　週1回×１２回

５　業務内容

総括的事項

・「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援を希望する地域団体に対し、自主的･継続的に介護予防活動（くまもと元気くらぶ）に取り組めるよう、自主性、参加者の特性や実情を踏まえた必要な支援（主に活動運営面の支援）を行う。

・「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援終了後において、地域住民が自主的に活動を継続することにつながるよう必要な助言・支援を行う。（進行や会計管理等の役割分担・課題解決・終了後の活動計画立案等について地域住民と話し合いながら必要な支援を行う。

・必要に応じて、各区役所福祉課や地域包括支援センター等の関係機関と連携して支援する。

・業務中は事故等が発生しないように、参加者の安全や体調管理に十分注意すること。

①「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援開始前（事前準備に関すること）

・スムーズな実施に向けて、地域住民代表者及び地域密着リハビリテーションセンター、各区役所福祉課、地域包括支援センター等の関係機関との連絡調整・打ち合わせを行う。

②活動序盤（概ね１～３回目）

　・地域住民代表者及び必要に応じて、関係機関等との連絡調整を行い、「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援の活動計画立案を支援する。（活動日時・会場確保・物品準備・活動内容等）

　・「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援終了後は参加者が自主的に活動運営していくことを踏まえ、主体的に活動できるよう支援する。

　・参加者同士の関係づくりや活動内容の工夫（茶話会等の楽しみ）等、継続参加につながるよう運営を支援する。

③活動中盤（概ね４～８回目）

　・活動計画に沿ってスムーズに運営できるよう支援する。

　・介護予防の必要性について参加者の理解が深まるよう、地域密着リハビリテーションセンターと連携して支援する。

　・地域密着リハビリテーションセンターによるリハビリテーション専門職の派遣がない時は、安全に実施できているか確認する。

④活動終盤（９～１２回目）

　・地域団体に対し、「くまもと元気くらぶ」移行後の支援内容（地域リハビリテーション活動支援、活動支援補助金助成等）や相談先等について情報提供する。

　・地域団体に対し、「くまもと元気くらぶ」として持続的な活動につながるよう支援する。（申請支援等）

　・リハビリテーション専門職が行う運動機能評価およびアンケート評価を補助する。

　・「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援終了後の自主活動について、課題等がある場合、所管する区役所福祉課や地域包括支援センターに情報提供する。

６　実績報告

　事業終了後、速やかに実績報告書及び委託業務完了届を各区役所福祉課に提出する。

７　その他

・業務の実施に当たり、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

・当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならな

い。